

電気使用申込書（特別高圧）

沖縄電力株式会社 殿

受付番号：	
受付日：	年 月 日
申込日：	年 月 日

電気の使用について貴社の特別高圧需要に対する標準的な電気供給条件等（共通項目は裏面に記載）を承認のうえ、次のとおり申し込みます。

ご契約者住所
 ご契約者名
 代表者名 印

申 込 内 容	新設・増設・容変・種変・()		電気番号 <small>※既設お客さまのみ記入</small>		
ご 使 用 場 所					
事 業 所 名	電話 ()				
業 種 ・ 用 途					
需 給 開 始 日	希望日を 令和 年 月 日として具体的には別途協議します。				
電 気 方 式	交流 相 線式	電 圧	受電 kV	計量	kV
連 絡 先 ・ 氏 名	電話 ()				
主任技術者氏名	電話 ()				
料 金 支 払 方 法	銀行振替 ・ 振込払い				
契 約 種 別	供 給 電 圧	契 約 電 力			
		現 在	今 回 増 減	合 計	
	kV	kW	kW	kW	
	kV	kW	kW	kW	
	kV	kW	kW	kW	
	現在	今回増減		合計	
受 電 設 備	台 kVA	台 kVA	台 kVA	kVA	
コ ン デ ン サ	台 kVA	台 kVA	台 kVA	kVA	
臨 時 電 力 契約使用期間*	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 <small>※特別高圧臨時電力の場合のみ記入</small>				
備 考					

《添付書類》 22kV 受電の場合；負荷設備明細表、単線結線図、構内平面図、付近図
 上記以外の場合；負荷設備明細表、技術検討資料一式

【個人情報について】
 お客さまから提供していただいた個人情報は、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。

【電気需給契約に関する重要事項】

1. 特高供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、特高供給条件を変更することがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、特高供給条件を変更いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)により特高供給条件を変更する場合は、変更内容をお客さまにお知らせいたします。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ③ 当社は、②により需給契約を継続する場合は、継続される契約期間をお客さまにお知らせいたします。

3. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。

4. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) ①または②の場合は、料金を日割計算いたします。

5. 料金の支払期日

支払義務は、検針日（需給契約が消滅した場合は、消滅日）に発生いたします。また、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
なお、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

6. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事業所において、または次の方法によって支払っていただきます。(1)でのお支払いを希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ申込みをしていただきます。

- (1) 口座振替によるお支払い
- (2) 請求書によるお支払い

7. 延滞利息

支払期日を過ぎて料金をお支払の際は、電気料金から延滞利息として、年10%の割合（一日につき約0.03%）を乗じた金額を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

8. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

9. 損害賠償の免責

- (1) 当社が、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限した場合等で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 特高供給条件に反した場合等によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

10. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社が委託した業者含む）は、当社の供給設備または計器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

11. 電気供給の停止または需給契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ② お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ③ 54（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 特高供給条件33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ④ 特高供給条件34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) (1) から (2) によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処理を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 特高供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
 - ④ 特別高圧Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ⑤ お客さまがその他特高供給条件に反した場合

12. 需給契約の変更または廃止

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社まで申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社まで申込みをしていただきます。

13. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、特高供給条件にもとづき料金および工事費をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

14. 引込線の接続および工事費の負担

- (1) 当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。
なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合には、当社は、実費を申し受けます。
- (2) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない当社の設備を新たに施設するときには、工事費負担金が発生する場合があります。

15. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障がある場合は、すみやかにその旨を当社へ通知をお願いいたします。当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。